

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四九三
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四九三
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 四九三
  - 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 四九三
  - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四九四
  - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 四九四
  - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四九五
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 四九五
  - 肥料を登録した件二件 四九七

## 告 示

### 福島県告示第七百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年十一月一日

名	福 島 県 知 事
称	内 堀 雅 雄
所 在 地	福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄
指 定 年 月 日	令 和 四 年 十 一 月 一 日

クスリのアオキ喜多方西薬局	喜多方市字町西九〇三九一	令和四年九月一日
ウエルシア薬局伊達保原北店	伊達市保原町字大和一〇七一	同年一〇月一日
あやめ調剤薬局 鏡石店	岩瀬郡鏡石町鏡沼一八八	同年八月一日

(社会福祉課)

### 福島県告示第七百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年十一月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石田歯科医院	会津若松市馬場町一―一六	令和四年一〇月一日
ほばら訪問看護ステーション	伊達市保原町字岡代一〇―一	同年九月三〇日
あやめ調剤薬局 鏡石店	岩瀬郡鏡石町鏡沼一八八	同年七月三一日

(社会福祉課)

### 福島県告示第七百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

令和四年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	有限会社キクチ薬局
所 在 地	南相馬市鹿島区鹿島字町三七
休 止 年 月 日	令和四年一〇月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

令和四年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

変 更 前	介護老人保健施設 プロヴィデンス	事業所の所在地	西白河郡矢吹町 文京町二二六	事業者の名称	医療法人 あさひ会	事業者の主たる事務所の所在地	西白河郡矢吹町 文京町二二六
変 更 後	介護老人保健施設 南東北プロヴィデンス	事業所の所在地	伊達市保原町上 保原字大地内三九一四	事業者の名称	公益財団法人 仁泉会	事業者の主たる事務所の所在地	伊達市箱崎字東 二二二一

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和四年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	グループホーム グループホームありあ	事業所の所在地	岩瀬郡鏡石町不 時沼五二 久田一三六一 一―二	事業者の名称	株式会社 エコ	事業者の主たる事務所の所在地	郡山市喜久田町 卸一丁目一 七―一
--------	--------------------	---------	-------------------------	--------	---------	----------------	-------------------

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	ほばら訪問看護ステーション	事業所の所在地	伊達市保原町字岡 代一〇一	事業者の名称	公益財団法人 仁泉会	事業者の主たる事務所の所在地	伊達市箱崎字東 二二二一	廃止年月日	令和四年九月三〇日	サービスの種類	訪問看護 介護予 訪問看護
ほばら訪	ケアヘルパー 楓	伊達市保原町北二丁目一八	会津若松市真宮新町四一六	株式会社 しなのき	会津若松市新横町四一六	同年五月三一日	同年九月三〇日	居宅介護	訪問型 サービス (みなし)		

看指定居 宅介護支 援事業所	原町字岡 代一〇一	法人仁泉 会	二三一一	同日	訪問介護 介護予 防訪問介 護 訪問型 サービス (みなし)	支援
ほばらへ ルパース テーショ ン	伊達市保 原町字岡 代一〇一	公益財団 法人仁泉 会	伊達市箱崎字東 二三一一	同日		

(社会福祉課)

## 福島県告示第七百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

東白川郡塙町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

## 公 告

## 公告第260号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年11月1日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで
- (4) 供給場所 福島県庁東分庁舎(福島県福島市杉妻町5番75号)ほか16施設

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年11月28日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部文書管財総室施設管理課  
電話024-521-7080  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月28日(月)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、令和4年11月1日(火)から同月28日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同月3日及び23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。  
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。  
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。  
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年11月7日(月)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等  
(1) 日時 令和4年12月12日(月)午前10時  
(2) 場所 自治会館5階502会議室(福島県福島市中町8番2号)  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年12月9日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、契約希望金額の110分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を控除した金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural East Wing and 16 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 12 December 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 9 December 2022
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan  
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

公告第二百六十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和四年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は称	住所	登録の有効期限
			アルカリ分	テルカリ分				
862	混合石灰肥料	カルオキP	60.0		含有を許される成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	保土谷化学工業株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号	令和10年8月7日

(農業総合センター)

公告第二百六十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和四年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は称	住所	登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量				
863	家庭園	ペプチ	2.4	0.25	含有を	クニミネ	東京	令和

